

議 長 日程第12「議案第16号松田町町道路線の変更について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号松田町町道路線の変更について、道路法第10条第3項の規定により、別紙のとおり認定する。平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。
提案理由。町道19-6号線道路改良事業の実施に伴い、同路線の終点を変更するため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

まちづくり課長 それでは説明をさせていただきます。資料最終ページ、参考資料の位置図をお開きください。町道名は町道19-6号線です。当路線、店屋場内内に位置しております。町道19号線を起点に、店屋場公園、また店屋場地域集会施設方面へと向かう町道となっております。当路線の周辺はですね、大変宅地化が進みまして、集会施設、店屋場公園も立地している住宅街となっておりますが、当路線終点が行きどまりとなっております。この行きどまりの関係で町道として機能が大変低く、災害活動、また住民の避難など、こういうことに大変影響を及ぼしていると。また日常のですね、近所同士のつき合いというんですかね、この辺にもですね、大変支障が来しておるといことで、この終点を延伸させていただきますね、町道19号線につなげたいと。そのことによりまして回遊性が持たれまして、安全性また利便性も向上が図られるということから、公共性が高まるということ、町道としてですね、道路整備をこれから実施していきたいということで提案をさせていただきました。

1枚お戻りください。起点の位置は変わりません。終点を現在の松田町松田惣領369番地先から延伸しまして、松田町松田惣領394番地先に変更するものでございます。なお、この延伸の区間延長でございますが、71.4メートルというふうになっております。また既存の道路幅員も含めまして、幅員につきましては4メートルから4.5メートルということとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第16号松田町町道路線の変更についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 それではここで暫時休憩いたします。休憩中に昼食をとっていただきまして、午後1時より再開いたします。

(11時22分)